

2020年7月22日

ご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓
通所施設 青い鳥
管理者 田中研吾

新型コロナウイルス感染症にかかる利用停止措置と情報公開につきまして（改正）

ご利用者、ご家族の皆様におかれましては、施設の新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき、衷心よりのお礼を申し上げます。

さて、大阪では再び罹患判明者数が急激に増大しており、しかも感染経路不明の割合が高まっています。このような中、当法人では施設の開所は維持しつつ、すべての関係者が少しでもより安心で安全に過ごしていくため、サービス利用の停止等につきまして、以下のように対応して参ります。

職員の出勤停止措置につきまして

- 本人の罹患が判明した場合はもとより、保健所等により濃厚接触者として特定された場合は、要経過観察期間（概ね2週間程度と考えられる）を出勤停止といたします。また、同居家族等が濃厚接触者として特定された場合も、万が一に備えて同様の措置といたします。

ご利用者の利用停止措置につきまして

- ご本人の罹患が判明した場合はもとより、保健所等により濃厚接触者として特定された場合は、要経過観察期間（概ね2週間程度と考えられる）のご利用を停止させていただきます。また、同居家族等が濃厚接触者として特定された場合も、万が一に備えて同様の措置を取らせていただきます。

ご本人、ご家族様の罹患が判明したり、濃厚接触者として特定された場合は、すみやかに施設までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

青い鳥の施設休所につきまして

- 職員やご利用者の罹患が判明した場合は、保健所等の指示を仰ぎながら、「青い鳥」を一定期間、休所といたします。

なお、上記3点の措置につきましては、その時点での状況判断で、より強い措置を講ずる可能性がありますことをご承知おきください。

新型コロナウイルス感染にかかる関係者の情報公開につきまして

- 職員やご利用者が罹患または濃厚接触者と特定された場合、その状況について、関係者に情報公開させていただきます。個人情報ではございますが、関係者の安全や施設利用の判断にかかる重大な情報となりますので、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、情報公開におきましては、個人を特定できる情報は公表せず、①罹患なのか、濃厚接触者と特定されたのか、（罹患であれば保健所により他の濃厚接触者が特定されます）②措置対象者の勤務事業や所属事業の種別（名称）、③出勤停止や利用停止の期限、等に限らせていただきます。